

## 一般社団法人京都府臨床心理士会 倫理規程

### (趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という）の臨床心理士倫理規程及び一般社団法人日本臨床心理士会（以下「臨士会」という）の倫理規程及び一般社団法人京都府臨床心理士会定款第11条第2項に基づき、本会会員（以下「会員」という）に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

### (目的)

第2条 本規程は、協会の臨床心理士倫理規程及び臨士会の倫理規程及び本会定款第11条第2項に基づき、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

### (倫理綱領の制定)

第3条 本会は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を、別に定める。

### (倫理委員会の設置)

第4条 本会は、第2条及び第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

### (委員会の業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会常任理事会（以下「常任理事会」という）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 常任理事会からの諮問に基づく倫理問題に関する調査、審議及び処遇案の答申
- (2) その他、常任理事会が必要と認める業務

### (委員会の構成)

第6条 委員会は、常任理事会が選出した本会理事のうち常任理事を除く委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、前項の委員のうち会長の指名により就くものとする。
- 3 委員は、自己についての事案又は自己と利害関係がある事案の場合、その審議、調査及び議決に加わることはできない。

### (委員会の運営)

第7条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会の決定は出席者の過半数の議決によるものとする。

- 4 委員長が事故や疾患などによって職務を全うできない場合は、委員のうち 1 名が会長の指名により委員長の職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 8 条 委員は、第 5 条の業務を遂行するにあたり、知り得た秘密を厳守し、個人情報等を遺漏してはならない。委員退任後も同様とする。ただし、委員会の職務遂行に必要な事柄については、この限りではない。

(委員会の答申と報告)

第 9 条 第 5 条（1）に定める業務については、委員会は常任理事会が諮問した日から起算して 6 箇月以内に、審議の結果を答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、常任理事会が認めたときは期限を延長することができる。

- 2 委員会は審議に際して必要がある場合は、協会倫理委員会と連絡調整するものとする。
- 3 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、嚴重注意、必要な文書の提出、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員資格の停止、退会勧告及び除名の何れか、又はそのうちの 2 つ以上を含むものとする。また、委員会は答申の際、改善の提案をすることができる。
- 4 第 1 項に規定するもの以外の業務については、その内容につき、必要に応じて常任理事会に報告するものとする。

(処遇)

第 10 条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、常任理事会の 3 分の 2 以上の議決により承認を得た後、会長がこれを行う。ただし、除名を適当とする答申が提出された場合には、本会理事会（以下「理事会」という）の 3 分の 2 以上の議決によって承認を得なければならない。

(処分の公表)

- 第 11 条 本会は、前条で決定された理事会の議決により、処分を公表することができる。また、必要に応じて関係機関に通報することができる。
- 2 公表の内容、方法及び期間については、理事会が決定する。

(倫理問題取扱い細則の制定)

第 12 条 倫理問題への対応に関わる手続きは、本規程のほか、別に定める「一般社団法人京都府臨床心理士会倫理問題取扱い細則」によることとする。

(改廃手続き)

第 13 条 本規程の改廃は理事会の議を経て一般社団法人京都府臨床心理士会会員総会において行う。

附則 本規程は、2021年5月16日より施行する。